

意見募集開始時の省令案から変更した点

意見募集開始時の省令案から以下のとおり修正を加えました。

(パブリックコメント 11 番を踏まえ施した修正)

パブリックコメントに付した改正案	修正後の改正案	条項
<p>本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、出願番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に、「【出願日】」を設けて</p>	<p>本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて</p>	<p>意匠法施行規則 様式第 2 備考 7</p>
<p>当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」を記載する。</p>	<p>当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載し、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。</p>	<p>意匠法施行規則 様式第 2 備考 7</p>
<p>ハ 本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときであつて、本意匠が</p>	<p>ハ 本意匠が</p>	<p>意匠法施行規則 様式第 2 の 2 備考 2 ハ</p>
<p>意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、「【本意匠</p>	<p>意匠登録出願に含まれる意匠であつて、当該他の複数意匠一括出願手続の番号及び本意</p>	<p>意匠法施行規則</p>

<p>の表示】」の欄に「【出願日】」を設けて</p>	<p>匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて</p>	<p>様式第 2 の 2 備考 2 ハ</p>
<p>整理番号を記載する。 三</p>	<p>整理番号を記載し、「(【意匠の創作をした者】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の整理番号〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の「【書類名】」の欄の次の「【整理番号】」を記載する。 二 本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、当該他の複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。 ホ</p>	<p>意匠法施行規則 様式第 2 の 2 備考 2 ハ～ホ</p>
<p>複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であって、出願の番号</p>	<p>本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号</p>	<p>意匠法施行規則 様式第 14 備考 9 二</p>
<p>当該他の複数意匠一括出願手続において</p>	<p>当該複数意匠一括出願手続において</p>	<p>意匠法施行規則 様式第 14 備考 9 二</p>
<p>「【整理番号】」を記載する。</p>	<p>「【整理番号】」を記載する。本意匠が複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理</p>	<p>意匠法施行規則 様式第 14 備考 9 二</p>

	番号】」の欄を設けて、当該複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。	
意匠登録出願に含まれる意匠であるときは、「【本意匠の表示】」の欄に、「【出願日】」を設けて	意匠登録出願に含まれる意匠であつて、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号及び本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願日】」の欄を設けて	意匠法施行規則 様式第14の2備考3ホ
「【整理番号】」を記載する。	「【整理番号】」を記載する。本意匠が他の複数意匠一括出願手続により一括してされる意匠登録出願に含まれる意匠である場合において、本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号が通知されており、かつ、本意匠の意匠登録出願の番号が通知されていないときは、「【本意匠の表示】」の欄に「【出願番号】」の欄を設けて、「意願〇〇〇〇—〇〇〇〇〇〇〇〇」のように本意匠が含まれる複数意匠一括出願手続の番号を記載し、次に、「【整理番号】」の欄を設けて、当該他の複数意匠一括出願手続において本意匠の意匠番号欄の次に記載した整理番号を記載する。	意匠法施行規則 様式第14の2備考3ホ
一～十四 [略]	一・二 [略] 三 意匠登録出願(意匠法施行規則第二条の二第一項の規定により複数の意匠登録出願を一括してしたものを除く。) 四～十四 [略]	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律 施行規則第3条第3項第3号

(パブリックコメント14番を踏まえ施した修正)

パブリックコメントに付した改正案	修正後の改正案	条項
第四条第一項	第四条第三項	意匠法施行規則 第2条の2第8項第1号
第二項第一号、第三項、第四項及び第六項、第二十七	第二項第一号及び第三項から第六項まで、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項	意匠法施行規則

条の四第一項及び第三項から第五項まで	まで並びに第二十七条の四の二第二項及び第四項から第七項まで	第2条の2第12項
--------------------	-------------------------------	-----------

(パブリックコメント 16 番を踏まえ施した修正)

パブリックコメントに付した改正案	修正後の改正案	条項
第五項第四号	第五項第六号	意匠法施行規則 第2条の2第10項第4号
前項の規定により当該手続により提出される意匠登録出願について第十九条第三項において読み替えて準用する特許法施行規則第二十八条の規定が適用されたとき	特許庁長官が当該手続について前項各号に掲げる要件を満たすものと認めたとき	意匠法施行規則 第2条の2第11項

(パブリックコメント 20 番を踏まえ施した修正)

パブリックコメントに付した改正案	修正後の改正案	条項
第四十三条第二項	第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)	意匠法施行規則 第2条の2第8項第4号
第四十三条第一項	第四十三条第一項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)	意匠法施行規則 第2条の2第8項第4号
第四十三条第二項	第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。))及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)	意匠法施行規則 第2条の2第8項第5号

第四十三条第五項	第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）	意匠法施行規則第2条の2第8項第5号
第四十三条第七項	第四十三条第七項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）	意匠法施行規則第2条の2第10項第5号
若しくは第十八条の六第二項本文」と、「特許法施行令第十一条	、第十八条の六第二項本文若しくは第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項本文（第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第七項において準用する場合に限る。）」と、同条第二項中「特許法施行令第十一条	意匠法施行規則第19条第1項
若しくは第十八条の六第二項本文」と、第十一条の三第一号	、第十八条の六第二項本文若しくは第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第五項本文（第十九条第三項において準用する特許法施行規則第二十七条の四の二第七項において準用する場合に限る。）」と、第十一条の三第一号	意匠法施行規則第19条第1項
第二十七条の四の二第二項、第三項第四号、第四項から第七項まで	第二十七条の四の二第二項及び第四項から第七項まで	意匠法施行規則第19条第3項
40～45 [略]	40～45 [略] 46 意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う意匠登録出願」と記載する。	意匠法施行規則様式第2備考46
四十七～六十五 [略]	四十七～六十一 [略] 六十二 特許法施行規則第二十五条の七第六項、第二十七条の四の二第四項（同条第七	工業所有権に関する手続等の特

	<p>項(実用新案法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項において準用する場合を含む。)、<u>実用新案法施行規則第二十三条第二項並びに意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項</u>において準用する場合を含む。)、第三十一条の二第五項、第三十八条の二第三項(実用新案法施行規則第二十三条第三項において準用する場合を含む。)、第三十八条の六の二第四項(実用新案法施行規則第二十三条第四項において準用する場合を含む。)<u>又は第三十八条の十四第三項(同条第六項(実用新案法施行規則第二十三条第七項において準用する場合を含む。))及び実用新案法施行規則第二十三条第七項</u>において準用する場合を含む。)の規定による回復理由書の提出</p> <p>六十三～六十五 [略]</p>	<p>例に関する法律施行規則第10条第62号</p>
<p>[略]</p>	<p>第十条第十二号に規定する手続</p> <p>特許法第四十三条第一項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項(実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項において準用する場合を含む。))、<u>実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項</u>において準用する場合を含む。)、特許法第四十三条の三第三項(実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))及び実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する書面</p>	<p>工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第12条表</p>

	<p>特許法第四十三条第一項（<u>実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）</u>）において準用する場合を含む。）、特許法第四十三条の二第一項（同法第四十三条の三第三項（<u>実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項</u>）において準用する場合を含む。）、<u>実用新案法第十一条第一項及び意匠法第十五条第一項</u>において準用する場合を含む。）又は特許法第四十三条の三第一項若しくは第二項（<u>実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）</u>）において準用する場合を含む。）及び<u>実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）</u>）において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとする旨</p>	
[略]	<p>（物件の提出）</p> <p>第十九条 電子情報処理組織を使用して特定手続を行う者は、特許等関係法令の規定により当該特定手続に際して特許庁に提出すべきものとされている次に掲げる物件を、第十条の二第一項に規定する事項の入力の後第二十条で定める期間内に、特許庁に提出しなければならない。</p> <p>一～八 [略]</p> <p>九 <u>特許法施行規則第二十七条第一項（実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項並びに商標法施行規則第二十二条第二項において準用する場合を含む。）</u>の規定により提出すべき届出人の権利について持分の定めがあること、特許法第七十三条第二項（<u>実用新案法第二十六条、意匠法第三十六条及び商標法第三十五条（同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。）</u>）において準用する場合を含む。）の定めがあること、又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百五十六条第一項ただし書の契約があることを証明する書面</p>	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第19条第1項第9号及び第10号

	<p>十 特許法施行規則第二十七条第三項（<u>実用新案法施行規則第二十三条第二項、意匠法施行規則第二条の二第十二項及び第十九条第三項並びに商標法施行規則第二十二条第二項において準用する場合を含む。</u>）又は特許法施行規則第二十七条第四項（<u>実用新案法施行規則第二十三条第二項において準用する場合を含む。</u>）の規定により提出すべき特許出願人の権利について持分の定めがあることを証明する書面</p> <p>十一～二十二 [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	
第十二条、第二十三条	第十二条、第十九条、第二十三条	附則第2条第1項

※その他、パブリックコメントに付したもののから技術的修正を施しました。

以上